
求人票の登録にあたって<注意事項とルール>

求人票の登録申請にあたっては以下の説明を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

【取り扱うことのできる求人の範囲】

注意！ 法令に違反する求人は受け付けられません

福祉人材センター・バンクは職業安定法に基づき認可された無料職業紹介事業者であり、労働関係やその他法令に適合した求人票しか受け付けられません。

注意！ センター・バンクごとに取扱範囲が定められています

各都道府県福祉人材センター・バンク取扱範囲外の求人は受け付けられません。

注意！ 開設前の法人、事業開始前の求人には制限があります

開設前の法人、事業開始前の事業の求人については、就職希望者への情報提供に制限がかかる場合があります。詳細は、登録をしている都道府県福祉人材センター・バンクにお問い合わせください。

【「福祉のお仕事ホームページ」での取扱】

- ・インターネット上では、詳しい状況や注意事項をすべて説明することはできません。
そのため、下記の要件を全て満たしている求人のみをインターネット上で公開します。
 - (1) 所轄庁より、事業・施設の指定、開設認可を受けており、事業を実施することが確実なもの。
 - (2) 事業開始予定日、雇用開始日が決まっている。
 - (3) 求人票に労働条件が記載できる。

【各センター・バンクでの取扱】

- ・来所した就職希望者への情報提供については、法人や事業所の状況や、都道府県福祉人材センター・バンクによって対応が異なりますので、詳しくは直接お尋ねください。

【求人申込先及び取扱のルール】

その1 申請先は事業所登録を行ったセンター・バンクです

- ・ 求人は原則として、事業所の登録先の福祉人材センター・バンクに申請することとなります。
- ・ 同一都道府県内であれば、事業所の登録先と異なる登録先を選ぶことができます（法人内の事業所がセンターのエリアとバンクのエリアそれぞれにある場合など）。

その2 申請は募集・選考を行う事業所の単位で

- ・ 事業所登録で登録した事業所（法人）が募集・選考の主体となり、実質的な採用者の決定を行う権限を持つ求人のみを申請してください。
- ・ また、法人単位で直接、支店採用の求人を登録申請される場合は、必ず「支店採用」であることを明記してください（就職希望者とのトラブルの原因となります）。

その3 センター・バンクの承認が必要です

- ・ ご入力いただいた求人票内容はあくまで「申請」であり、所管の福祉人材センター・バンクが承認して初めて有効となり、「福祉のお仕事」ホームページ等の情報に反映されます。
- ・ 各種申請が承認されると承認通知メールが登録された事業所のメールアドレスに送信されます。

その4 有効期限は承認日の翌々月末です

- ・ 求人の登録申請を行い、センター・バンクが承認した日から翌々月の末日までが、有効期限となります（それより前の日付を募集終了日としている場合は、その日まで）。

【求人登録申請入力操作にあたって】

その1 20分で自動的にログアウトする場合があります

- ・事業所マイページは、20分以内検索や登録動作が行われないと自動的にログアウトします。その場合、途中まで情報を入力していたとしてもすべての情報が失われ、ログインのところからもう一度やり直すことが必要になります。登録中に20分以上中断される場合には、必ず「下書き保存」ボタンを押してください。

その2 記入内容を事前にご確認ください

- ・求人登録の項目は多岐にわたっていますので、はじめて登録される際には必ず、全ての項目に対して何を入力するかご確認いただき入力操作を行ってください。
- ・求人登録での入力項目及び項目の説明は、この後のページにも掲載していますので、確認用にはこちらをご利用ください。

その3 過去に登録した求人票のデータが利用できます

- ・過去に登録が承認された求人票があれば、そのデータを再利用して新規の求人票を登録することができます（前々年度のものまで）。
- ・再利用する求人票の「求人票詳細閲覧」を開くと、「再利用新規」のボタンがあります。このボタンを押すと、求人票の内容をコピーして、新しい求人票を申請することができます。
- ・募集対象や雇用条件等が大幅に異なる場合は、一度確認を行ってから入力することをお勧めします。